

令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和4年5月10日（火） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局 長 小松崎 佳之
事務局次長 小川 史江
主 査 補 山田 亮

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農用地利用集積計画について | 1件 |
| 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 3件 |
| 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について | 1件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、
9番、時田 将委員、

10番、山田 芳裕委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。

川村班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長

浅海 議長 5番、川村誠司班長

川村 班長 3班の現地調査の報告をいたします。

4月28日午後1時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農用地利用集積計画について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について3件、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について1件の計5件です。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農用地利用集積計画について、を議題といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、濱田光一推進委員の退席を求めます。

(濱田委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農用地利用集積計画について、でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和4年4月19日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積2,014平方メートルの農地に、新たに賃貸借による5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機

械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

浅海 議長 8番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第1号 農用地利用集積計画について報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積2,014平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 濱田光一推進委員の除斥を解きます。

(濱田委員着席)

浅海 議長 続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑4筆、合計面積2,198平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を報告いたします。

申請地は、畑4筆、合計面積2,198平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号2を議題といたしますが、審議番号2と審議番号3は関連していますので、一括審議としたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、審議番号2及び審議番号3を一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号2及び審議番号3は関連していますので一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号2が、畑1筆、面積4,000平方メートルで、審

議番号3が、畑1筆、面積900平方メートルで、合計2筆、面積4,900平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

浅海 議長 6番、石原和弘委員

石原 委員 議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号2及び審議番号3は関連していますので、一括して報告いたします。

申請地は、審議番号2が、畑1筆、面積4,000平方メートルで、審議番号3が、畑1筆、面積900平方メートルで、合計2筆、面積4,900平方メートルの果樹園及び普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2及び審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2及び審議番号3は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補 議長

浅海 議長 山田主査補

山田主査補 議案書の5ページをご覧ください。
議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
でございます。

申請地は、畑1筆、面積530平方メートルです。
当該地は、平成6年11月5日に相続で取得した農地です。
また、申請理由は、地目変更です。
当該地は、平成9年6月5日撮影の航空写真により20年以上前から宅
地の状態であったことが確認できます。かつ、この間農地法第51条の違
反転用に対する処分も受けていません。
以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。
熊谷 委員 議長
浅海 議長 8番、熊谷弘和委員
熊谷 委員 議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
報告いたします。

事務局において書類審査の後、現地調査を実施しました。
現地は、畑1筆、面積530平方メートルで、現況は宅地となっていま
した。
転用後20年以上経過していることが、本証明の条件であります。事
務局説明のとおり条件を満たしていることは明らかであります。
書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われま。皆様のご審
議のほどよろしくお願いたします。
以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。
それでは質疑に入ります。
〔「なし」との声多数あり〕

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。
浅海 議長 それでは、採決をいたします。
議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご
異議のない方の挙手をお願いいたします。
〔全員挙手〕

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。
浅海 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。
続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

山田主査補 議長
浅海 議長 山田主査補
山田主査補 議案書6ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について4件の合計5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていたので、会長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長

以上で、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 4年 6月 7日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕